

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	療育手帳の交付に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さいたま市は、療育手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

療育手帳の交付に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

さいたま市長

公表日

令和5年8月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	療育手帳の交付に関する事務
②事務の概要	<p>知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)により、知的障害者(知的障害児を含む。)に対して、医療、福祉、教育等の一貫した指導、相談等を行うとともに、各種援助を容易に行えるよう、療育手帳の交付を行うもので、以下の事務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・療育手帳の交付後に行う障害の程度の再判定に関する事務 ・療育手帳の交付を受けた者の氏名若しくは住所の変更、療育手帳の交付を受けた者の保護者の変更又は療育手帳の交付を受けた者の保護者の氏名若しくは住所の変更に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・療育手帳の再交付に関する事務 ・療育手帳の返還に関する事務 ・療育手帳交付台帳の整備に関する事務 <p>なお、知的障害者(18歳以上の者)の判定は障害者更生相談センターが行い、知的障害児(18歳未満の者)の判定は北部及び南部児童相談所が行う。また、交付の決定は障害者更生相談センターが行い、手帳の交付は各区役所支援課が行う。</p>
③システムの名称	(1) 障害福祉システム (2) 中間サーバ (3) 番号連携サーバ (4) 連携基盤システム(庁内連携システム) (5) 住民基本台帳ネットワークシステム (6) 統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
療育手帳情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の7の項、33の3の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一主務省令」という。)第7条第2号、第24条の5
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。) <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第二の10の項 ・別表第二主務省令第9条第1号、第4号 <p>(情報照会の根拠)</p> <p>情報照会は実施しない。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	さいたま市 福祉局 障害福祉部 障害者更生相談センター さいたま市 子ども未来局 子ども家庭総合センター 北部児童相談所 さいたま市 子ども未来局 子ども家庭総合センター 南部児童相談所
②所属長の役職名	障害者更生相談センター所長 北部児童相談所長 南部児童相談所長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

各区役所 暮らし応援室
住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 他

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

さいたま市 福祉局 障害福祉部 障害者更生相談センター
住所: さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1
電話番号: 048-646-3124 FAX番号: 048-646-3163

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月10日	I 関連情報、5. 評価実施期間における担当部署、①部署	さいたま市 保健福祉局 福祉部 障害者更生相談センター	さいたま市 福祉局 障害福祉部 障害者更生相談センター	事後	庁内組織改正のため、重要な変更には該当しない。
令和5年8月10日	I 関連情報、8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	さいたま市 保健福祉局 福祉部 障害者更生相談センター	さいたま市 福祉局 障害福祉部 障害者更生相談センター	事後	庁内組織改正のため、重要な変更には該当しない。